

平成24年度事業計画

第1 基本方針

長引く厳しい経済状況のなか、雇用や収入の不安定化、年金等の老後の生活不安をはじめ、仕事や暮らしに対する不安や警戒感が増しています。

また、急速な少子・高齢化、地域コミュニティ機能の低下等により、高齢者の介護、児童や高齢者虐待、孤立や孤独等の生活・福祉課題が顕在化しています。

このような状況のもと、平成24年4月1日より、熊本市の政令指定都市移行に伴い、熊本市社会福祉協議会も政令市社協として、新たなスタートを切ります。各区に区事務所を開設することにより、これまで以上に地域とのつながりを深め、より身近で地域の特色を活かした地域福祉活動を展開し、政令市移行による効果を活かしてまいります。

さらに、法人運営については、効率的かつ効果的な予算執行を行い、適正な運営に努めます。

第2 重点目標

1 地域福祉活動の推進

- ・ 地域の特性と課題に応じた地域福祉活動及びボランティア活動の支援に取り組みます。
- ・ 地域の特性と課題に応じた地域福祉のネットワーク化を図り、地域の相談体制を構築します。
- ・ 地域で行われている地域福祉活動及びボランティア活動の情報を把握・整理し、ボランティアコーディネートの充実に取り組みます。
- ・ 地域で活動する人材育成を行い、地域福祉活動・ボランティア活動の支援に取り組みます。

2 地域福祉活動推進のための基盤整備

- ・ 住民参加による地域福祉活動及びボランティア活動を支える条件づくりを支援します。
- ・ 地域に対して、相談・指導・支援ができる事務局運営体制に組み替えていきます。

3 政令市社協としての組織体制の確立

政令市社協として、各区事務所を設置することにより、区事務所は市民に身近な「地域福祉の中核的推進機能」を役割とし、本所は「全市的な調整機能」を役割として担い、地域福祉推進を図ります。今年度は組織改編の初年度であり、本所、区事務所体

制の確立に重点を置きます。

第3 地域福祉活動の事業実施計画

基本目標1 地域福祉活動の推進

推進項目① 住民相互の連携強化

1 地域福祉のコーディネート

校区社会福祉協議会を中心として取り組まれている住民参加や他団体との協働による地域福祉活動を、自治会単位でより密着した活動になるよう支援していきます。

<実施事業>

小地域ネットワーク活動の推進

- ・各地域団体間の連携強化
- 校区社協の支援
- 民生委員・児童委員の支援
- ・ふれあい・いきいきサロンの推進
- ・災害時要援護者支援事業の推進
- ・「独り暮らし世帯等」への見守り

推進項目② 地域福祉活動を担う人材育成

1 地域におけるボランティア活動の推進

一人暮らし高齢者、障がい者、子どもなど、住民一人一人が住み慣れた地域で、自分らしく生きていけるように、地域福祉を支えるボランティア活動やNPO法人との協働を充実させることにより、住民相互の助け合い・福祉コミュニティの形成に努めていきます。

<実施事業>

ボランティア活動支援

- ・活動場所の提供・コーディネート
- ・ボランティア情報の提供
- ・「あいぽーと」との協働事業の推進と交流
- ・パレアにおけるボランティア相談窓口の充実

2 地域ボランティアの育成

ふれあい・いきいきサロンや会食会は住民同士の交流や対話を促す場であり、接点を見いだすことができる「楽しい地域福祉活動」として急速に広がっています。

こうした住民同士が気軽に交流しあえる場を数多く作りだし、更にふれあい・いきいきサロンなどの事業を一つの手がかりとして、ふれあいランチ給食サービスが会食会をする形へ、ふれあい・いきいきサロンが見守り活動へと発展してい

くようコーディネートしていくことや、相談ニーズに応じた専門的ボランティアの育成を基本的な方向としていきます。

<実施事業>

- (1) 地域ボランティアの育成
 - ・地域ボランティア研修会の開催
 - ・専門的ボランティア養成講座（傾聴ボランティア・視覚障がい者ガイドボランティア）
 - ・いきいき出前講座
- (2) ボランティアリーダー発掘・育成
 - ・ボランティアコーディネーター研修会
 - ・ボランティアアドバイザー研修会
- (3) 熊本市介護保険サポーター・ポイント制度

基本目標 2 地域福祉活動推進のための基盤整備

推進項目① 住民主体の地域福祉活動のための仕組みづくり

1 地域資源の活用・連携

現存する社会資源を利用し、コーディネートするだけでなく、社会資源を利用者のニーズに即して柔軟に改善、拡充し、更には、地域に働きかけ、新しい社会資源を開拓、開発していく環境改善活動を支援していきます。

<実施事業>

- (1) 住民座談会の開催
 - ・校区地域福祉活動計画策定の支援
 - (2) 地域の活動場所の確保
- 2 社会福祉協議会の基盤強化

事務局組織を実情に応じて組み替え、事業内容・規模に応じた人員配置に見直します。また、職員の資格取得を支援し、業務遂行能力を高め、事務局機能の活性化を促進していきます。

<実施事業>

- (1) 事務局体制の見直し
 - ・長期展望に立った計画的な職員採用・配置の検討・提案
- (2) 職員の人材育成
 - ・職員研修の充実
 - ・専門知識の取得
- (3) 地域福祉活動財源の増強
 - ・増収対策と支出削減対策の実行
 - 財政基盤強化計画の策定

共同募金の募金実績向上

- ・ 会員制度の拡充
 - 正会員の拡充
 - 賛助会員の拡充
- ・ 経営改善の取り組み
- ・ いきいき市民福祉基金の効率的な運用
- ・ 基金原資、基本財産への計画的な資金編入

第4 事業実施項目

法人運営部門

1 信頼性の高い事業運営

- (1) 理事会（年5回 4月、5月、10月、2月、3月）
- (2) 監査（年2回 5月、12月）
- (3) 評議員会（年4回 5月、10月、2月、3月）
- (4) 委員会
 - ・ ボランティアセンター運営委員会（年2回）
 - ・ 生活福祉資金貸付調査委員会（月1回）
 - ・ 福祉金庫審査委員会（年1回）
 - ・ いきいき市民福祉基金運営委員会（年2回）
 - ・ 地域福祉活動計画推進委員会（年1回）
 - ・ 地域福祉権利擁護事業契約締結審査会（月1回）

2 財務の強化

会費、寄付金、共同募金配分金、基金財源などの「民間財源」、市補助金収入、受託費収入などの「公費財源」などを財源として運営しています。本年も、昨年を引き続き賛助会費の募集計画を定め、全職員による募集運動を行い安定した自主財源の確保に努めます。

更に、共同募金運動においては、地域住民に共同募金の趣旨を理解してもらえるようPRに努め、募金実績の増額に努めます。

3 広報紙いきいき福祉「すまいる」の発行

市民へ広く、本会の事業や最新の福祉サービス等の情報提供を行い、社会福祉への関心を高め、福祉活動への参加を促進するため、年2回全世帯に配布します。

4 ホームページの充実

本会が推進する地域福祉活動及びボランティア関連の最新情報等を発信し、PRに努めます。

5 社会福祉援助技術現場実習の受け入れ

社会福祉の実践において、必要な知識・技術や考え方について、実際の社会福祉業務を体験し、専門職としての能力を育てることを目的に、実習生の受け入れを行います。

地域福祉活動推進部門

1 地域福祉活動の推進

(1) ふれあい・いきいきサロンの推進

ひとり暮らしの高齢者等が身近な場所に気軽に集まり、ふれあいを通して生きがいづくり・仲間づくりの輪を広げ、地域における介護予防、見守りの拠点とし機能する、ふれあい・いきいきサロン活動を支援します。

(2) 災害時要援護者支援事業の推進

災害時要援護者の把握と支援の方法について、自治会・自主防災クラブ・民生委員児童委員などと連携し、多くの人々が安心して地域でくらすよう取り組みを進めます。

(3) ジュニアヘルパー養成事業の推進

小学生及び中学生がジュニアヘルパーとして、近隣の高齢者宅を訪問し、お話し相手や簡単なお手伝い等の見守り活動を行うことにより、高齢者の孤立防止や安否確認、合わせて日常生活を通じた世代間の交流を図り、近隣住民相互による助け合い・支え合いの気運を高めるとともに、重層的な見守り体制の構築を図ります。

(4) ふれあいランチ給食サービスの推進

高齢者や障がい児(者)に、定期的にふれあいランチ給食を提供することにより、自立的生活の助長や社会的孤独感を解消するとともに、安否確認を行います。

(5) 高齢者SOSサービス事業の支援

各校区社会福祉協議会等が中心となり、台風や大雨等の災害時に、高齢者等を近隣の社会福祉施設や病院等へ、一時的に避難させられるよう支援していきます。

(6) サロンサポーター養成講座・実践者研修会〔旧城南町〕

城南町域における、高齢者サロン事業の運営主体である協力者(サロンサポーター)等を養成することにより、サロン活動の推進及び普及を図ることを目的に開催します。

(7) 「天国のあなたと共に」金婚表彰事業〔旧植木町〕

結婚50年目を夫婦揃って迎えることができなかつた方を対象に開催し、表彰状を授与し、一人ひとりの思いを語っていただき、昼食会を実施します。

2 地域におけるボランティア活動の推進

(1) ボランティアコーディネートの充実

多様化するニーズに合わせて、ボランティアコーディネーターが、受け手と担い手のニーズにあった活動の調整を行い、福祉分野に特定しない様々なボランティア活動の推進・支援を行います。

(2) 災害時におけるボランティア活動の体制づくり

ア 防災意識の普及・啓発・向上を図るため防災関係機関が協力し、研修及び訓練等を行い、災害ボランティア活動の取り組みを学びます。

イ 災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルに沿って、熊本市災害対策本部との連携のもと、災害救援ボランティアセンターを設置します。

(3) くまもと県民交流館パレアでのボランティア相談コーナーの充実

「パレアルーム」において、ボランティア登録・相談コーナーを設け、ボランティアアドバイザーがボランティア活動に関する相談に応じています。

(4) いきいきボランティア出前講座

病院・福祉施設・学校・企業・地域からの依頼に応じて、市民活動・ボランティアセンター職員、ボランティアアドバイザーが講師となり、生徒・学生や職員・地域住民を対象に講演や体験学習を行い、ボランティアの育成・発掘を目的に実施します。

(5) ワークキャンプの開催

次代を担う高校生を対象に、福祉の体験学習、施設利用者とのふれあいを通じて福祉への関心を深め、同時にボランティア活動の意識の高揚を図り、自ら学び成長していくことを目的に開催します。

また、旧城南町においては、小学校3校・中学校1校の児童・生徒を対象に、社会福祉施設4か所の協力を得て実施します。

(6) くまもと市民ボランティア週間事業

ボランティアの仲間が、毎年11月の第2週に一堂に集い、ボランティアの輪を広げ、市民にボランティア活動への理解を深めてもらうために実施します。

(7) 熊本市ボランティア連絡協議会

ボランティア団体相互の連絡調整及び情報交換を行い、ボランティアの資質向上と市民のボランティア活動への参加促進を支援します。

(8) 重度身体障がい者移動支援事業〔旧植木町〕

重度身体障がい者の方を運転ボランティアにより、病院や福祉施設まで送迎を行います。

3 ボランティア情報紙「ニーズ通信」の発行

ボランティア登録者や学校、地域内の福祉施設等に、ボランティアや福祉情報を提供します。(月1回発行)

4 障がい者の社会参加へのきっかけづくり

(1) 障がい者社会交流促進事業

在宅で生活されている障がい者の方々に、自然や地域社会とふれあう機会を提供し、小学生や地域住民との交流を深めていただくために実施します。

(2) 希望荘成人式

障がいのある方々が、家族の支え、そして周りの支援によって多くの困難を乗り越え、成人を迎えられたことをお祝いし、更に希望を持って活躍されることを願って開催します。

(3) 福祉音楽会の開催〔旧植木町〕

身体障がい者福祉協会・手をつなぐ育成会等の福祉団体と連携し、障がい者の方々の交流を目的に開催します。

5 赤い羽根共同募金運動への協力

共同募金助成金は、社協事業の貴重な財源です。本年度も自治会をはじめ、各種団体との連携、ロアッソ熊本との協力体制を構築し、各種募金実績の増額に努めます。

6 日本赤十字社社資募集運動への協力

日本赤十字社の創立記念日など赤十字にゆかりの深い5月の1か月間を「赤十字社員増強運動月間」として、各町内自治会を通じ、赤十字思想の普及と日赤社資募集運動の推進に努めます。

7 その他の事業

(1) 福祉まつり事業〔旧城南町〕

(2) 在宅寝たきり老人等介護者手当事業〔旧城南町〕

(3) 母子、父子、両親ともいない世帯の小学生新入生祝い事業〔旧植木町〕

福祉サービス利用支援部門

1 生活支援相談機能の充実

地域で生活する低所得者、高齢者、障害者など、住民が抱える悩みに適切に対応するために民生委員・児童委員や他機関との連携を図りながら、生活福祉資金貸付事業及び福祉金庫貸付事業等を展開し、相談体制の充実を図ります。

(1) 資金貸付と償還促進

- ・生活福祉資金貸付事業
- ・福祉金庫貸付事業

(2) 緊急一時援護費

緊急に援護を必要とする者に対して、旅費等の一部を支給し自立生活の支援を図ります。

(3) 地域ふれあい相談機能の充実

市民の生活上の様々な悩みごと相談に経験豊かな相談員が面談、電話で対応し問

題解決を図ります。

2 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の充実

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等で判断能力が十分でない方に対し、日常の金銭管理や福祉サービスを利用する際の手続き、通帳や証書類等の保全を行い、「住み慣れた地域で安心して生活を続けたい。」という声に応えられるよう、なお一層の事業の充実をめざします。

また、本市の政令市移行により、実施主体として新たに「権利擁護センター」を設置。医療や福祉の専門職から構成される「契約締結審査会」の助言を得ながら、円滑で適正な事業推進体制の強化を図ります。

- ・「契約締結審査会」の設置
- ・専門員の増員と資質向上
- ・地域生活支援員の確保と育成
- ・関係機関・団体との連携強化及び広報啓発
- ・法人後見受任に向けての調査・研究

在宅福祉サービス部門

1 介護保険関連事業の実施

(1) 富合介護保険事業所

- ・居宅介護支援事業
- ・訪問介護事業
- ・介護予防訪問介護事業
- ・障害福祉サービス事業（居宅介護）

(2) 植木介護保険事業所

- ・居宅介護支援事業
- ・訪問介護事業
- ・訪問入浴介護事業
- ・障害福祉サービス事業（居宅介護）
- ・地域生活支援事業（移動支援）

2 地域包括支援センター事業〔熊本市高齢者支援センター ささえりあ 火の君〕

熊本市からの委託事業であり、主任介護支援専門員、社会福祉士、看護師等の資格を有する職員配置が必須です。

業務内容としては、①共通の支援基盤構築に関する業務、②総合相談支援及び権利擁護業務、③包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、④介護予防事業に関するケアマネジメント業務、⑤ケアマネジメントに関する相互の連携、⑥地域運営協議会の設置及び運営、⑦家族介護者教室の開催、⑧地域ケア計画の策定、⑨高齢者見守り事

業等があります。

3 その他の事業

- (1) 熊本市産後ホームヘルプサービス事業〔旧富合町・旧植木町〕
- (2) 熊本市養育支援家庭訪問事業〔旧富合町〕
- (3) 熊本市高齢者生活援助事業〔旧植木町〕

施設経営・管理運営関係

1 養護老人ホームの経営

利用者ひとりひとりが、明るく快適な生活を営むことができるよう、日常生活上の自立支援に必要なサービスを提供し、もって、入所者の生活力を高めるための支援を行うことを目的に経営します。

目標として、次に掲げる事項を中心に事業展開を図ります。

(1) 利用者の確保

施設の安定した経営を図るため、地域住民への周知や民生委員・福祉関係機関との連携を深めることに努めます。

(2) 利用者への処遇

個別処遇計画に基づき、適切な支援を行うことで事故防止や生きがい支援を図り心身の健康に努めます。

(3) 地域に開かれた施設づくり

地域との交流を深め、地域住民・各種団体とのふれあいの機会を増やします。また、施設実習やボランティアの受け入れを積極的に行います。

(4) 資質向上

職員一人ひとりが目的意識やチームワークを高め入所者処遇の向上を図ります。

2 富合町老人憩の家管理運営事業（指定管理者制度事業）

熊本市内に住む 60 歳以上の高齢者を対象に、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション活動の場として管理運営を行います。

主に次のような事業展開を図ります。

- ・高齢者の生活及び身上等に関する相談に応じ適切な指導を行います。
- ・高齢者の教養向上及びレクリエーション等のための事業を実施します。
- ・老人クラブの運営について援助及び指導を行います。
- ・高齢者福祉について調査研究を行います。